

最低制限価格の算出方法を見直しました

(令和4年6月1日以降の公告案件から適用されますのでご注意ください。)

下に掲げる表へ、工事の予定価格算出の基礎となった各費用を適用することにより求められた(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の金額に対し、それぞれに次に示す割合を乗じたうえで、それらを合算したもの(1,000円未満の端数は切り上げ)が最低制限価格となる。

- (ア) 直接工事費 **100分の97**
- (イ) 共通仮設費(積上分+率分) **100分の90**
- (ウ) 現場管理費 **100分の90**
- (エ) 一般管理費等 **100分の68**

※1 上記の算出方法で求められた価格が予定価格の100分の75に満たない場合にあっては、100分の75(1,000円未満の端数は切り上げ)、予定価格の100分の92を超える場合は100分の92(1,000円未満の端数は切り捨て)とする。

※2 工事区分が複数にまたがる工事においては、それぞれの工事区分において最低制限価格を求めたうえで、それらを合算したものが工事全体の最低制限価格となる。

工事の種類		最低制限価格の算出に用いる工事費内訳				
		直接工事費 (ア)	共通仮設費(イ)		現場管理費 (ウ)	一般管理費等 (エ)
			積上分	率分		
土木工事	①下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	②鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	③電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等+機器費×0.1
	④電気(鉄塔・反射板工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.3)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.1)+機器間接費	一般管理費等
	⑤機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
建築工事	⑥建築(建築機械設備、建築電気設備等を含む)	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.15	一般管理費等
	⑦昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.2	一般管理費等
水道工事	⑧下水道電気設備 下水道機械設備 電気設備(水道) 機械設備(水道)	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1
⑨その他		特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲で定める。				